

消費・安全対策交付金

経営推進課

令和4年度 消費・安全対策交付金 について

1 消費・安全対策交付金とは

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

本交付金は、このような観点に立って、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、総合的な取組を実施し、食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障を確立するものである。

本県では、県内農産物の「安全性の向上」及び「伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止」を目的に以下の4事業を実施している。

2 事業の概要

(1) 農薬の適正使用等の総合的な推進

(1,072千円 交付率1/2以内)

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合*」を目標値とし、その値を「5.5%」とする。

*違反率 = $(A + B) / 2$

A：不適切な販売者数 / 調査実施販売者数 = $11 / 100 = 11\%$

B：不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数 = $0 / 350 = 0\%$

ア 農薬の安全使用の推進

県産農産物の安全性確保及び農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬危害防止運動（6～8月）

② 農薬使用者等を対象に研修会の実施

・ 農薬シンポジウム：1回（1月）、参加者95名

・ 農薬適正使用アドバイザー認定研修会：4回（1～3月）、135名認定

③ 啓発資料（農薬危害防止ポスター）の作成

イ 農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適切な管理、販売の推進並びに農薬の飛散防止対策等の推進を図るため、次のことに取り組んだ。

① 農薬販売者及び防除業者等を対象に、農薬管理指導士認定研修会の実施（2月）
農薬の適切な管理、販売及び関係法令の遵守等の意識向上を図り、72名認定。

② 農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく立入検査の実施

・ 検査数：134件（販売届出店舗：552件）

・ 違反数：15件

内訳：変更届又は廃止届未提出（農薬取締法第17条）：7件（変更5、廃止2）
帳簿の記録、保存の不備（農薬取締法第20条）：8件

・改善状況

販売責任者に対し、違反事項を説諭した結果、改善の意思を示すとともに、届出に関する事項については、必要な届書が提出された。また、記録の不備等については、次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

③農薬の不適切な使用発生調査の実施

JAグループ、とくしま安2GAP認証取得者が実施している、出荷前物に対する残留農薬モニタリング調査の結果を基に、不適切な使用事例の把握に取り組んだ。

その結果、不適切な使用事例は認められず、法に基づく指導等は実施しなかった。

・検査数：410件

・違反数：0件

【実績値・達成度】

実績値：5.5%

達成度：100%（評価A）

A：不適切な販売者数／調査実施販売者数＝15／134＝11.1%

B：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝0／410＝0%

違反率＝（11.1%＋0%）／2＝5.5%（実績）

達成度＝（1－実績値5.5%）／（1－目標値5.5%）×100＝100%

（参考）年次別実績推移

項目	H30	R1	R2	R3	R4
農薬の不適切な販売の発生割合	17.3%	19.7%	11.6%	13.0%	11.1%
農薬の不適切な使用の発生割合	0%	0%	0%	0%	0%
実績値	8.7%	9.9%	5.8%	6.5%	5.5%

ウ 農薬残留確認調査等の実施

スタチ等の本県特産物について、栽培状況や果実等の形状等が、農薬の残留状況に与える影響を調査し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認した。

①「施設栽培スタチ」について、“イソフェタミド”及び“MEP”の2剤を分析した結果、両剤とも残留基準値以内であった。

②「リーフレタス」について、“フェルフェノクスロン”を分析した結果、残留基準値の見直しにより、超過する可能性が示唆されたため、県独自の自主基準の設定について今後協議することとした。

③「かんしょ」について、“スピネトラム”のドローン散布への適用拡大に向け、“スピネトラムJ体”及び“スピネトラムL体”の2剤を分析した結果、両剤とも残留基準値以内であった。

(2) 病害虫の防除の推進

(1,424千円 交付率1/2以内)

ア 防除が困難な作物の防除体系の確立

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」とし、その値を「19回」とする。

新たに確立した調査手法、防除技術等の普及を目的とした周知回数
イチゴ：4回、キュウリ：4回、ブロッコリー：4回、
ザーサイ：3回、ツルムラサキ：3回、食用かえで：1回

(ア) 薬剤抵抗性病害虫・雑草により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫による被害を軽減するため、殺菌剤の薬剤感受性検定方法の検討や天敵昆虫や光(LED)等を利用した防除技術、防除体系について検討した。

- ①県内のブロッコリーに発生する「黒すす病菌」の殺菌剤(アゾキシストロビン剤)に対する感受性について、PDA(ポテトデキストロース寒天)培地を利用した検定方法を検討した結果、感受性を問題なく判定できることが判明した。
- ②イチゴの害虫「ハダニ類」及び「アブラムシ類」に対する”天敵昆虫”を温存・増殖できる新たな植物を検討した結果、「ソルゴー」及び「トウモロコシ」の両方を植栽することで、天敵昆虫を長期間温存できることが判明した。
- ③キュウリの害虫「ミナミキイロアザミウマ」に対し、赤色及び黄色の波長を併せ持つ”新たなLED(W-LED)”による防除効果を検討した結果、W-LEDを照射することで成虫の飛来を抑制できることが判明した。

(イ) 基幹的マイナー作物の病害虫・雑草防除技術体系の確立

県内の基幹的マイナー作物に発生する病害虫について、発生・被害状況の調査、並びに農薬の適用拡大に向けた試験を実施した。

- ①「カリフラワー」に発生する「苗立枯病」に対し、”トルクロホスメチル剤”の「生育期、株元灌注処理」について検討した結果、高い防除効果を得ることができた。
- ②「ドクダミ」に発生する「白絹病」に対し、”ペンチオピラド剤”の「生育期、株元灌注処理」について検討した結果、実用性のある防除効果を得ることができた。
- ③「ツルムラサキ」に発生する「腐敗病」に対し、”シアゾファミド剤”の「生育期、散布処理」について検討した結果、防除効果はやや低いものの実用性はあることが判明した。また、農薬残留分析を実施した結果、処理後3日経過することで農薬残留基準値を超過する可能性が低くなることが判明した。
- ④「ザーサイ」に発生する「根こぶ病」防除薬剤の農薬登録適用拡大に向け、”アミスルブロム剤”の「育苗期」又は「定植時」処理について農薬残留分析を実施した結果、両処理とも残留基準値を超過する可能性は低いことが判明した。

- ⑤「食用かえで」に発生する「うどんこ病」に対し、“ピラジフルミド剤”の散布処理については、農薬残留基準値超過の可能性が高いことが判明（共同実施県の愛知県より）したため、検討を中止した。

先述の「ア」及び「イ」で開発・確立された手法等を普及させるため、次の研修会等で生産者等へ周知した。

・イチゴ天敵技術	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	4回
・キュウリLED	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	4回
・ブロッコリー薬剤検定	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	4回
・カリフラワー病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	1回（東部）
・ドクダミ病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	1回（西部）
・ザーサイ病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	4回
・ツルムラサキ病害	：農薬適正使用アドバイザー認定研修会	4回

【実績値・達成度】

「従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の普及取組数」

実績値：22回

達成度：115%（評価A）

イチゴ：4回、キュウリ：4回、ブロッコリー：4回、
ザーサイ：4回、ツルムラサキ：4回、カリフラワー：1回、
ドクダミ：1回、食用かえで：0回 計22回（実績）
達成度＝（実績値22回）／（目標値19回）×100＝115%

イ 総合的病害虫管理普及のための指導者の育成

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」とし、その値を「2回」とする。

IPM研修の受講：1回、IPM講習会の開催：1回 計2回

農薬だけに頼らない総合的病害虫管理を普及させるため、普及指導員やJA営農指導員、徳島県農薬適正指導アドバイザー等を対象に国研修への参加及び研修会を開催し、人材育成を図った。

① IPM研修の受講

農林水産研究所つくば館で実施された「みどりの食料システム戦略研修Ⅱ（野菜IPM）」の受講。

日時：令和4年8月2日～5日（リモート）、参加数：普及指導員2名

② IPM講習会の開催

「令和4年度徳島県IPM（総合的病害虫・雑草管理）実践技術研修会」の開催。

とき：令和5年2月24日、場所：徳島市（ザ・グランドパレス徳島）、116名参加

【実績値・達成度】

「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」

実績値：2回

達成度：100%（評価A）

I PM研修の受講：1回、I PM講習会の開催：1回 計2回（実績）

達成度＝（実績値2回）／（目標値2回）×100＝100%

（3）重要病害虫の特別防除等の実施

（144千円 交付率10／10）

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「対象病害虫の調査の総回数*」とし、その値を「240回」とする。

チチュウカイミバエ：32回、ウリミバエ・ミカンコミバエ：32回、アリモドキゾウムシ：135回、イモゾウムシ：5回、コドリングア：12回、アフリカマイマイ：4回、火傷病：9回、カンキツグリーンニング病：9回、ウメ輪紋ウイルス：2回

*対象病害虫毎の侵入警戒調査・発生調査等の実施地点数に月数を乗じ、各対象病害虫の延べ数を総回数とする。

ア 重要病害虫侵入警戒調査等の実施

農林水産省が指定する「重要病害虫**」が、本県に侵入した場合、“すだち”、“かんしょ”といった特産物に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、県内の果樹・野菜栽培地帯等において本病害虫の侵入警戒調査等を行った。

（**国内にまん延すると農作物等に重大な損害を与える恐れがある病害虫）

○調査対象病害虫及び調査件数

チチュウカイミバエ	8か月（4～11月）	×	4か所	=	32回
ウリミバエ・ミカンコミバエ	8か月（4～11月）	×	4か所	=	32回
アリモドキゾウムシ	5か月（6～10月）	×	5か所	=	25回
	1か月（7月）	×	110か所	=	110回
イモゾウムシ	1か月（9月）	×	5か所	=	5回
コドリングア	6か月（4～9月）	×	2か所	=	12回
アフリカマイマイ	2か月（6，9月）	×	2か所	=	4回
火傷病	3か月（7～9月）	×	3か所	=	9回
カンキツグリーンニング病	3か月（7～9月）	×	3か所	=	9回
ウメ輪紋ウイルス	1か月（7月）	×	2か所	=	2回
					合計 240回

【実績値・達成度】

実績値：240回

達成度：100%（評価A）

重要病害虫について、県内の果樹及び野菜栽培地帯を対象に調査した結果、対象病害虫の侵入は確認されなかった。

（４）重要病害虫の特別防除等の実施（特別交付型） （100千円 交付率 1 / 2）

【目標値】

交付金実施要領に基づき、「クビアカツヤカミキリのまん延防止」とした。

クビアカツヤカミキリ未発生地域における調査 15回

（調査回数は、発生調査等の実施地点数に月数を乗じ、述べ数を総数とする）

ア クビアカツヤカミキリの発生状況の把握

クビアカツヤカミキリが県内のモモ栽培園地へ侵入し、甚大な被害を及ぼしていることから、本虫の早期発見・早期対策を講じるため、県内の未発生モモ園地において、発生調査を実施した。

○調査地点 鳴門市1園地、板野町1園地、上板町1園地（3か所）

○調査時期 6～10月（5か月）

○結果 鳴門市及び上板町のこれまで未発生であった園地で、被害を確認した。

【実績値・達成度】

実績値：15回

達成度：100%（評価A）

クビアカツヤカミキリ未発生モモ園地について、調査した結果、2か所で新たに被害が確認されたため、早期防除対策について指導し、本虫のまん延防止に努めた。